

1. 資格制度について

大阪府下水道協会では、府内の下水道排水設備工事責任技術者の技術の平準化と向上及びその維持確認を目的とし、責任技術者として登録申請できる資格を認定する試験と、責任技術者の登録を更新する際、必ず受講しなければならない更新講習を、平成5年度から統一して実施しています。

大阪府下水道協会では、一般財団法人 都市技術センターと契約を締結し、下水道排水設備工事責任技術者資格認定制度の運営（試験・更新講習・登録などの実務）を行っています。

下水道排水設備とは

下水道法第10条において、公共下水道の供用が開始された場合に、その区域内の土地の所有者、使用者または占有者が遅滞なく設置しなければならないとされている施設で、次のように書かれています。

「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設」

具体的には、水道の給水用具からの上水を受ける設備、便器、流し、浴槽などの衛生器具、排水トラップ、必要に応じて設けられ、油分等を取除く阻集器、工場排水の有害成分を取除く除害施設、公共汚水ますにつながる排水管などのことです。

また雨水の排水設備としては、ルーフドレン、雨どい等から公共雨水ますあるいは側溝や水路につながる排水施設などがあります。

（汚水と雨水を合わせて下水といい、多くの場合、雨水は側溝や水路を通して河川へ流します。）

下水道排水設備工事責任技術者とは

下水道排水設備は公共下水道に直接接続する設備であるため、法令や条例によりその設置や構造ついていろいろな基準や規制が設けられています。

そのひとつとして、下水道排水設備の工事には専門技術を要するので、各市町村の条例で、登録された指定工事店でなければその設計、施工を行ってはならないと定められています。

そして指定工事店の指定を受けるためには、**一定水準以上の技術を持った技術者を少なくとも一名専属雇用していることが条件とされています。**

この一定水準以上の技術を認定された技術者が、**下水道排水設備工事責任技術者**です。

新たに認定を受けるには、大阪府下水道協会（都市技術センター）が毎年1回（8月下旬）実施する試験に合格し、責任技術者への登録を申請する必要があります。本資格は大阪府内ならどの市町村でも有効です。また同資格は5年毎に講習を受けて更新する必要があります、これを怠ると資格は失効します。

指定工事店とは

排水設備工事について、専門技術を有する技術者を常に一名以上雇用し、工事に必要な資機材等を保有し、法令等の基準を熟知して、**下水道の使用者および管理者に安心のできる設備を提供できる条件が整っていることを、市町村により認定された施工業者のことです。**
（市町村毎に指定を受け、その市町村でのみ有効）

指定要件として、下水道排水設備工事責任技術者の専属雇用が義務付けられているほか、工事の依頼者に対し請負契約を誠実に安全・安心に履行できることが求められています。

指定工事店に関する詳細は、各市町村にお問い合わせ下さい。